

政治団体の手引き

(国会議員関係政治団体に係る追補版)

平成23年11月

山形県選挙管理委員会

国会議員関係政治団体の主要な届出書類

| 届出書類 団体の種類 事由 | 1号かつ2号団体に該当する場合 | | | | | | | | | | | 1号団体にのみ該当する場合 | | | | 2号団体にのみ該当する場合 | | | | | | |
|---------------------|--|-----|----|-----|-------|------|-----|------|-------|--------------|-----|---------------|----|-----|-----|---------------|----|----|----|-----|----|-----|
| | 資金管理団体 | | | | | | | | | | | 政党の支部 | | | | | | | | | | |
| | 設立 | 異動 | 解散 | 税優遇 | 設立+指定 | 指定のみ | 異動 | 取消のみ | 取消+解散 | 資金管理団体でなくなった | 税優遇 | 設立 | 異動 | 解散 | 税優遇 | 設立 | 異動 | 解散 | 設立 | 異動 | 解散 | 税優遇 |
| 設立届 P4 | ◎ | | | | ◎ | | | | | | ◎ | | | | ◎ | | | | ◎ | | | |
| 規約（会則・綱領等）の写し | ◎ | ○ | | | ◎ | | ○ | | | | ◎ | ○ | | | ◎ | ○ | | | ◎ | ○ | | |
| 2号団体該当通知 P6, P11 | ◎ | ○※3 | | ◎ | ◎ | | ○※3 | | | | ◎ | | | | | | | | ◎ | ○※3 | | ◎ |
| 被推薦書※1 | | | | | | | | | | | | ○ | | ◎又は | | | | | | | | |
| 国会議員氏名届※2 | | | | | | | | | | | | ○ | | ◎ | | | | | | | | |
| 異動届 P9 | | ◎ | | | | | ◎ | | | | | ◎ | | | | ◎ | | | | ◎ | | |
| 解散届 | | | ◎ | | | | | ◎ | | | | | ◎ | | | | ◎ | | | | ◎ | |
| 資金管理団体 指定届 | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金管理団体 異動届 | | | | | | | ○ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資金管理団体 指定取消届 | | | | | | | | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | | |
| 資金管理団体でなくなった旨の届 | | | | | | | | | | | | | | ◎ | | | | | | | | |
| 宣誓書 | | | | | ◎ | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ◎ | | | | | | | | | | | | |
| 政党の状況等に関する届 | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | ○ | | | | | | |
| 支部証明書 | | | | | | | | | | | | | | | ◎ | ○ | | | | | | |
| 収支報告書 P18 | 12月31日現在（1月1日～12月31日）の収支等を翌年の5月31日までに提出（解散時は解散届と一緒に60日以内に提出） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【凡例】 ◎：必要 ○：場合によっては必要

- ※1 国会議員に係る公職の候補者が代表者で、当該団体が国会議員以外の県議等に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的としている場合に必要です。
- ※2 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする政治団体で、国会議員が主宰する団体又は主要な構成員が国会議員である団体の場合に必要です。
- ※3 政治団体の名称、公職の種類に異動があった場合に必要です。

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 問 1 | 国会議員関係政治団体には、どのような政治団体が該当しますか。…………… | 1 |
| 問 2 | 国会議員関係政治団体には、どのような特例がありますか。…………… | 2 |
| 問 3 | 国会議員関係政治団体を設立した場合に必要な届出事項や、国会議員からの通知の様式について説明してください。…………… | 3 |
| 問 4 | 既に存在している政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、どのような手続きが必要となりますか。…………… | 8 |
| 問 5 | 国会議員関係政治団体の寄附金控除の取扱いについて説明してください。…… | 12 |
| 問 6 | 国会議員関係政治団体に係る支出の手続きについて説明してください。…… | 13 |
| 問 7 | 領収書等を徴し難い事情があるときにはどうしたらよいですか。…………… | 13 |
| 問 8 | 登録政治資金監査人による政治資金監査について説明してください。…………… | 14 |
| 問 9 | 国会議員関係政治団体の収支報告書の作成と提出について説明してください。…………… | 17 |
| 問 10 | 少額領収書等の写しの開示制度について説明してください。…………… | 23 |

問1 国会議員関係政治団体には、どのような政治団体が該当しますか。

(答)

国会議員関係政治団体には、次の政治団体（政党本部や派閥・政策研究団体等、政治資金団体を除く。）が該当します（法第19条の7）。

1号団体（法第19条の7第1項第1号）

国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体

2号団体（法第19条の7第1項第2号）

租税特別措置法第41条の18第1項第4号（*）に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体

みなし1号団体（法第19条の7第2項）

政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの（いわゆる「都道府県連」は、「選挙区の区域を単位として設けられるもの」には該当しないため、国会議員関係政治団体とみなされません。）

なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます（以下、同じ）。

* 租税特別措置法第41条の18第1項第4号

4 政治資金規正法第3条第1項第2号に掲げる団体のうち次に掲げるもの

イ 衆議院議員、参議院議員、都道府県の議会の議員、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の議会の議員若しくは市長の職（ロにおいて「公職」という。）にある者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの

ロ 特定の公職の候補者（公職選挙法第86条から第86条の4までの規定による届出により公職の候補者となつた者をいう。）又は当該公職の候補者となろうとする者を推薦し、又は支持することを本来の目的とするもの（イに掲げるものを除く。）

問2 国会議員関係政治団体には、どのような特例がありますか。

(答)

国会議員関係政治団体については、「収支報告の適正の確保」と「収支報告の透明性の向上」の観点から主に次のような義務等が課されています。また、収支報告書の提出期限も国会議員関係政治団体以外の政治団体に比べて2箇月遅くなります（団体が解散した場合の報告は、国会議員関係政治団体以外の政治団体に比べて30日遅くなります。）。

- 平成21年1月1日以降、**全ての支出**について**領収書等**を徴収し、**要旨公表日から3年間保存**しなければなりません。
- **1件1万円超**の支出（人件費以外）に関し、**収支報告書に明細を記載**するとともに、併せて、その**領収書等の写しを提出**しなければなりません。
- 収支報告書を提出する際には、あらかじめ、**登録政治資金監査人（*）による政治資金監査**を受けなければなりません。
- **1件1万円以下の支出**（人件費以外）に係る**領収書等**について政治資金規正法による情報公開制度の対象となります。

* 登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録された方です。登録政治資金監査人については、官報に掲載されるほか、総務省のHPでも御確認いただけます。

これらの特別な義務は、1号団体に該当する政治団体は「1号団体に該当した日（国会議員に係る公職の候補者が当該政治団体の代表者となった日等）」から、2号団体に該当する政治団体は、「2号団体である旨の届出（設立届又は異動届）をした日」から適用されることとなります。（法第19条の12）

問3 国会議員関係政治団体を設立した場合に必要な届出事項や、国会議員からの通知の様式について説明してください。

(答)

国会議員関係政治団体については、それ以外の政治団体の場合に必要となる届出事項に加えて、次の事項についても主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に届け出る必要があります。

- (1) 1号団体の場合
 - ① 1号団体である旨
 - ② 代表者である公職の候補者に係る公職の種類
- (2) 2号団体の場合
 - ① 2号団体である旨
 - ② 公職の候補者の氏名
 - ③ 当該公職の候補者に係る公職の種類また、次の書類を併せて提出します。
 - ④ 2号団体該当通知（*）

* 2号団体については、国会議員に係る公職の候補者は、2号団体に該当する政治団体に対し、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をすることとされており（法第19条の8第1項）、2号団体である旨の届出をする場合には、この通知を併せて提出していただくことになります。なお、2号団体については、これまでの被推薦書ではなく、この通知をもって、租税特別措置法に基づく寄附金控除の適用の対象となる政治団体であることを確認することになります。

なお、政治資金規正法において、1号団体と2号団体の重複を排除しておりませんので、多くの資金管理団体のように、寄附金控除の適用を受ける政治団体であって、代表者である国会議員を推薦し、又は支持することを本来の目的とするものや、国会議員B氏の後援会の代表者が国会議員A氏である場合などは、1号団体と2号団体の両方に該当する国会議員関係政治団体となります。このような政治団体は、1号団体と2号団体のそれぞれの届出事項を届け出るとともに、添付書類として国会議員関係政治団体に該当する旨の通知（2号団体該当通知）を提出することとなります。

【設立届の記載例】 ※ 誰が見ても判読できるように、**楷書で丁寧に**記載してください。

政治団体設立届

平成〇〇年1月17日

総務大臣 殿
〇〇県選挙管理委員会

1号団体の場合は設立の日から、2号団体の場合は2号団体該当通知を受けた日から7日以内

政治団体の名称 〇〇会
事務所の所在地 〇〇県〇市〇町1丁目1番1号〇会館〇号室
代表者の氏名 甲野 太郎 ㊟

政治資金規正法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | | |
|--|---|---|---|---------------------|
| 名 称 | (ふりがな) ×××× かい 〇 〇 会 | | 政治団体の区分 | |
| | | | <input type="checkbox"/> 政党 <input type="checkbox"/> 政党の支部 <input type="checkbox"/> 政治資金団体 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体 <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 国会議員関係政治団体の区分 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | |
| 目 的 | 別紙のとおり | 組織年月日 | 平成〇〇年 1月10日 | |
| 主たる事務所の所在地 | (〒000-0000) 〇〇県〇市〇町1丁目1番1号〇会館〇号室 (電話 000-000-0000) | | | |
| 主たる活動区域 | 〇〇県 | | | |
| 代 表 者 | (ふりがな) (氏名) こうの たろう 甲野 太郎 | (〒) (住所) (電話) (〒000-0000) 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000) | (生年月日) S〇〇.〇.〇 | (選任年月日) H〇〇.1.10 |
| 会 計 責 任 者 | おつの じろう 乙野 次郎 | (〒000-0000) 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000) | S〇〇.〇.〇 | H〇〇.1.10 |
| 会計責任者の職務代行者 | へいの さぶろう 丙野 三郎 | (〒000-0000) 〇〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 (電話 000-000-0000) | S〇〇.〇.〇 | H〇〇.1.10 |
| 支部の有無 | <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 | 課税上の優遇措置の適用関係の有無 | <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 代表者である公職の | | こに係る公職の種類 | |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 政党の支部又は2号団体の場合は必ず有となる </div> | | | | |
| 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | (ふりがな) 公職の候補者の氏名 せいじ はなこ 政治 花子 | 公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員 (候補者等) | | |

※ 「組織年月日」及び「選任年月日」は、原則として、規約の実施年月日と一致します。

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 3 「□」内には、該当するものに「✓」を記入することとし、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入するとともに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の該当する「□」にも「✓」を記入すること。
- 4 「組織年月日」欄には、政治団体の組織の日又は法第3条第1項各号又は第5条第1項各号の団体となつた日を記載すること。なお、法第18条の2第1項の規定による政治団体（以下「特定パーティー開催団体」という。）にあつては、政治団体とみなされることとなつた日を記載すること。
- 5 「主たる事務所の所在地」欄には、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇号室」というように詳細に記載すること。
- 6 「主たる活動区域」欄には、2以上の都道府県にわたる政治団体にあつては、例えば、「全国」、「九州各県」、「甲県及び乙県」というように具体的に記載し、活動区域が1の都道府県の区域内である政治団体にあつては、例えば、「甲県」、「甲町及び乙町」というように具体的に記載すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催する政治資金パーティーの開催場所を、例えば、「東京都千代田区〇〇町1丁目1番1号〇〇会館〇〇の間」というように詳細に記載すること。
- 7 「課税上の優遇措置の適用関係の有無」とは、租税特別措置法第41条の18第1項各号のいずれかに該当するか否かにより記入すること。
- 8 「代表者である公職の候補者に係る公職の種類」欄及び「公職の候補者に係る公職の種類」欄には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 9 政党、政治資金団体又はその他の政治団体がこの届出をする際には、法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書を併せて提出すること。なお、特定パーティー開催団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書を併せて提出すること。

※ 「支部の有無」欄について、届出団体が支部である場合は、「政治団体の支部である旨」と読み替え、「有」に「✓」を記入すること。

第12号様式の2（第14条の2関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

平成〇〇年1月10日

政治団体の名称 〇〇会
代表者の氏名 甲野 太郎 殿

公職の種類 衆議院議員（候補者等）
氏 名 政治 花子 印
住 所 〇〇県〇〇市〇町一丁目1番1号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成〇〇年1月10日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

課税上の優遇措置（寄附金控除）の適用日を明確にするために、いつから2号団体に該当しているのかを明記します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（平成 年 月 日から）」の例により記載すること。

【2号団体に該当しなくなった旨の通知の記載例】 ※ 楷書で丁寧に記載してください。

第12号様式の3（第14条の2関係）

国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の通知

平成〇〇年〇月〇〇日

政治団体の名称 〇〇会

代表者の氏名 甲野 太郎 殿

過去の公職の種類 衆議院議員（候補者等）

氏 名 政治 花子 ⑩

住 所 〇〇県〇〇市〇町一丁目1番1号

私が、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなったことにより、貴団体は、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成〇〇年〇月〇〇日から該当しなくなったため同法第7条第1項の規定による届出をする必要があるため、同法第19条の8第2項の規定により通知します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「過去の公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなる前の公職の種類について、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にあつた者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとしていた者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当しなくなった年月日には、衆議院議員又は参議院議員に係る公職の候補者でなくなった日を記載すること。

※ 国会議員関係政治団体に該当する政治団体が解散した場合は、提出の必要はありません。

問4 既に存在している政治団体が、新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、どのような手続きが必要となりますか。

(答)

既に存在している（設立届が提出されている）政治団体が新たに国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、国会議員関係政治団体の区分に異動が生じたこととなりますので、その異動の日（2号団体は、国会議員に係る公職の候補者から国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を受けた日）から7日以内に、次の届出事項を記載した異動届を、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません（法第7条第1項）。

(1) 1号団体

- ① 1号団体である旨
- ② 代表者である公職の候補者に係る公職の種類

(2) 2号団体

- ① 2号団体である旨
- ② 公職の候補者の氏名
- ③ 当該公職の候補者に係る公職の種類

また、2号団体に該当することとなった場合は、国会議員に係る公職の候補者からの国会議員関係政治団体に該当する旨の通知を異動届に添付する必要があります。

【異動届の記載例（国会議員関係政治団体（1号団体）に該当することとなったとき）】

※ 楷書で丁寧に記載してください。

届出事項の異動届

平成〇〇年1月15日

総務大臣
殿
〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 ○ ○ 会

事務所の所在地 〇〇県〇市〇町1丁目1番1号
〇会館〇号室

代表者の氏名 甲野太郎 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**

2 内 容

(1) 新 **法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
代表者である公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（候補者等）**

(2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**

3 異動年月日 **平成〇〇年1月10日**

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

【異動届の記載例（国会議員関係政治団体（2号団体）に該当することとなったとき）】

※ 楷書で丁寧に記載してください。

届出事項の異動届

平成〇〇年1月15日

総務大臣
殿

〇〇県選挙管理委員会

政治団体の名称 〇 〇 会

事務所の所在地 〇〇県〇市〇町1丁目1番1号
〇会館〇号室

代表者の氏名 甲 野 太 郎 ㊟

届出事項に異動があつたので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動事項 **国会議員関係政治団体の区分**

2 内 容

(1) 新 **法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体**

公職の候補者の氏名 せいじはなこ 政治花子

公職の候補者に係る公職の種類 衆議院議員（候補者等）

(2) 旧 **国会議員関係政治団体以外の政治団体**

3 異動年月日 平成〇〇年1月10日

(備考)

- この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 「代表者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず代表者本人が自署すること。
- 既に政治団体設立届を提出している政治団体が国会議員関係政治団体に該当することとなった場合には、法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体にあつてはその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、同項第2号に係る国会議員関係政治団体にあつては同号の公職の候補者の氏名及び当該公職の候補者に係る公職の種類を、それぞれ異動事項に記載すること。
- 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、この様式に準じて書面を付して提出すること。

第12号様式の2（第14条の2関係）

国会議員関係政治団体に該当する旨の通知

平成〇〇年1月10日

政治団体の名称 〇〇会
代表者の氏名 甲野 太郎 殿

公職の種類 衆議院議員（候補者等）
氏 名 政治 花子 ⑩
住 所 〇〇県〇〇市〇町一丁目1番1号

貴団体は、私を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体として、政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体に平成〇〇年1月10日から該当するため同法第6条第1項又は第7条第1項の規定による届出をする必要があるので、同法第19条の8第1項の規定により通知します。

課税上の優遇措置（寄附金控除）の適用日を明確にするために、いつから2号団体に該当しているのかを明記します。

（備考）

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 2 「公職の種類」には、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。
- 3 「氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず本人が自署すること。
- 4 国会議員関係政治団体に該当することとなつた年月日には、衆議院議員若しくは参議院議員に係る公職の候補者となつた日又は政治団体から本来の目的として推薦し、若しくは支持されることとなつた日のいずれか遅い日を記載すること。
- 5 公職の種類に異動があつた場合には、「公職の種類」に異動後の公職の種類及び異動年月日を「衆議院議員（候補者等）（平成 年 月 日から）」の例により記載すること。

問5 国会議員関係政治団体の寄附金控除の取扱いについて説明してください。

(答)

2号団体に該当する政治団体(多くの資金管理団体のように1号団体と2号団体の両方に該当する政治団体も含まれます。)が、2号団体に該当する旨の届出をする際には、あらかじめ、国会議員に係る公職の候補者から、国会議員関係政治団体に該当する旨の通知をすることとされ、2号団体については、届出をする際の添付資料として当該通知を提出する必要があります。

2号団体に該当する政治団体については、既に被推薦書を提出している政治団体も含めて、以前の被推薦書に代えて、この**2号団体該当通知**により**寄附金控除**制度の適用の対象となる政治団体か否かを**確認**することとなります。

一方、1号団体にのみ該当する政治団体については、

- ① 1号団体とみなされる政党の支部
- ② 政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対することを本来の目的とする政治団体で国会議員が主宰するもの又は主要な構成員が国会議員であるもの
- ③ 国会議員に係る公職の候補者が代表者であるが、国会議員以外の都道府県の議会議員、都道府県知事、指定都市の議会議員及び指定都市の市長に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的としているもの

が寄附金控除制度の適用の対象となる政治団体となり、今までどおり、②については国会議員氏名届により、③については被推薦書により適用の対象となる政治団体か否かを確認することとなります。

問6 国会議員関係政治団体に係る支出の手続きについて説明してください。

(答)

国会議員関係政治団体の会計責任者又は国会議員関係政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該国会議員関係政治団体のために支出をした者は、**すべての支出について**、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「**領収書等**」という。）を**徴さなければなりません**。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りではありません。

そして、国会議員関係政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該団体のために支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「**振込明細書**」という。))を直ちに会計責任者に送付しなければいけません（法第11条、第19条の9）。

なお、会計責任者が、会計帳簿、明細書、領収書等及び振込明細書を**収支報告書の要旨公表日から3年を経過する日まで保存しなければならない**のは、国会議員関係政治団体以外の政治団体と同じです（第16条）。

問7 領収書等を徴し難い事情があるときにはどうしたらよいですか。

(答)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、当該団体が行った支出のうち自動販売機の利用によるものや振込みの方法によるものなど領収書等を徴し難い事情があつたものについては、政治資金監査を受けるまでの間に、領収書等を徴し難かつた支出の明細書（振込明細書があるときにあつては、当該支出の目的を記載した書面。以下「**領収書等を徴し難かつた支出の明細書等**」という。）を作成しなければなりません。

問 8 登録政治資金監査人による政治資金監査について説明してください。

(答)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治団体の会計責任者として収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該報告書並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金適正化委員会が行う政治資金監査に関する研修を終了した登録政治資金監査人の政治資金監査を受けなければなりません。

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき、次の各号に掲げる事項について行われます。

- (1) 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていること。
- (2) 会計帳簿には当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載されており、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。
- (3) 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていること。
- (4) 領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていること。

なお、政治資金監査は、国会議員関係政治団体のすべての支出が対象ですので、収支報告書において明細の記載が必要とされていない人件費についても、監査の対象となります。

登録政治資金監査人とは、弁護士、公認会計士、税理士で、政治資金適正化委員会に備える名簿に登録された方です。登録政治資金監査人については、官報に掲載されるほか、総務省のHP（トップ＞組織案内＞審議会・委員会＞政治資金適正化委員会＞登録政治資金監査人の登録一覧）でも御確認いただけます。

政治資金監査を受けるに当たっては、国会議員関係政治団体と登録政治資金監査人との間で政治資金監査の実施に関する契約を締結する必要がありますが、政治資金監査に係る報酬については、法律で定められてはおりません。監査において確認を要する領収書等の枚数や整理状況に応じ、政治資金監査に要する業務量を勘案して定められることとなります。

なお、12月31日又は解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体であっても、年の途中において国会議員関係政治団体であった期間がある場合には、政治資金監査を受けなければなりません。この場合、国会議員関係政治団体であった期間についてのみならず、その年の全期間の支出に係る会計帳簿等の関係書類について政治資金監査を受けなければならないことに留意する必要があります。

※ 国会議員関係政治団体は、収支報告をする年の収支が0であっても政治資金監査を受ける必要があります。ただし、収支報告書に記載すべき収支が0円であり、かつ、報告すべき年の12月31日現在（解散分の収支報告書の場合は解散日現在）で国会議員関係政治団体ではない政治団体は、政治資金監査を受ける必要はありません。

その他、詳しいことについては、「政治資金監査マニュアル（政治資金監査に関する具体的な指針）」を総務省のHP（トップ＞組織案内＞審議会・委員会＞政治資金適正化委員会）からダウンロードすることができますので、ご参照ください。

【参考】登録政治資金監査人により作成される政治資金監査報告書の記載例（監査事項について確認できないものがない場合）

政治資金監査報告書

平成×年×月×日

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）

代表 〇〇 〇〇 殿

登録政治資金監査人 〇〇 〇〇 〇印

登録番号 第 ××××号

研修修了年月日 平成×年×月×日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの法第12条第1項に規定する報告書（※1）並びに当該報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する報告書（※1）は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、〇〇〇〇（国会議員関係政治団体名）と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

政治資金監査報告書提出にあたっての留意事項

- ① 政治資金監査報告書の日付は、他の書類と整合性がとれていなければならない。
 - 宣誓書は、収支報告書及び収支報告書と併せて提出される書類が政治資金規正法に従って作成され、真実の記載がされていることを誓う文書であるから、宣誓書の日付は、政治資金監査報告書の日付以降になる。
 - 政治資金監査報告書は、登録政治資金監査人が自らの責任において政治資金監査が終了したと判断したときの日付を記載するので、領収書等が発行された日付が政治資金監査報告書の日付よりも後の日付になることはない。
- ② 政治資金監査報告書のあて先は、当該国会議員関係政治団体の代表者とする。
- ③ 登録政治資金監査人は、作成した政治資金監査報告書に自署し、かつ押印しなければならない。
- ④ 政治資金監査報告書の文言は、監査の結果により記載例に従って記載すること。
 - 「1 監査の概要(1)」において、政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の根拠規定は法第17条第1項であること。
- ⑤ 政治資金監査の実施場所が当該政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定すること。
 - 政治資金監査を事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。
 - ・ 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
 - ・ 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合

問9 国会議員関係政治団体の収支報告書の作成と提出について説明してください。

(答)

国会議員関係政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、その年における収入、支出その他の事項（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から5月以内（1月1日から**5月31日まで**の間。ただし、その間に衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の公示日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、6月以内（1月1日から6月30日までの間。）に、提出しなければなりません（法第12条、第19条の10）。提出期限については、政治資金監査を受けなければいけない関係上、国会議員関係政治団体以外の政治団体よりも長くなっております。

また、平成22年1月1日以降は、国会議員関係政治団体の収支報告書及び政治資金監査報告書の提出については、オンライン（電子手続）による提出に努めなければなりません（法第19条の15）。

その他、国会議員関係政治団体の収支報告書の作成と提出についての特徴は、次のとおりです。

1 収支報告書における支出の内訳の記載についての国会議員関係政治団体に係る特例

人件費以外の経費で1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が1万円を超えるものについては、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに支出の目的、金額及び年月日を記載しなければなりません。

2 収支報告書と併せて提出を要する書面

国会議員関係政治団体の会計責任者は、それ以外の政治団体の会計責任者が提出すべきものに加えて、次のものも提出する必要があります。

(1) 領収書等の写し

人件費以外の経費の支出で1万円を超えるものについて、領収書等の写し（複写機により複写したものに限り。）（領収書等を徴し難い事情があったときは、その旨並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面又は当該支出の目的を記載した書面及び振込明細書の写し（複写機により複写したものに限り。））を併せて提出しなければなりません（法第12条第2項、第19条の10）。

(2) 政治資金監査報告書

登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を併せて提出しなければなりません（法第19条の14）。

3 政治団体の解散に係る収支報告書（通常の解散の場合）

国会議員関係政治団体が解散したとき又は目的の変更その他により政治団体でなくなったときは、代表者及び会計責任者であった者は、その日から60日以内に、その日現在で収支報告書を作成し、政治資金監査を受けたうえ、政治団体解散届及び政治資金監査報告書とともに、主たる事務所の所在地の都道府県選挙管理委員会に提出しなければなりません（法第17条第1項、第19条の10）。

* 以下は、国会議員関係政治団体に係る収支報告書の記載で特徴的なものについての記載例です。

【収支報告書（その1）の記載例】

(その1)

収支報告書の提出時点において届け出ている名称等を記載してください。

平成 23 年分
(平成 年 月 日開催分)

政治団体の区分

政党
 政党の支部
 政治資金団体

政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体
 その他の政治団体
 その他の政治団体の支部

活動区域の区分

2 以上の都道府県の区域等
 同一の都道府県の区域等

資金管理団体の指定の有無

有
 無

公職の種類 _____
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体
 政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 政治花子
公職の種類 衆議院議員（現職）

資金管理団体の指定の期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

1 (ふりがな) 政治団体の名称 こうおつかい 甲乙会

2 主たる事務所の所在地 〇〇県〇〇市〇〇町 〇番〇号

3 代表者の氏名 甲野太郎

4 会計責任者の氏名 乙野次郎

事務担当者の氏名 丙野三郎

(電話) (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)

(電話) _____

(電話) _____

一部の期間のみ指定・適用されていた場合に記載してください。

12月31日時点（解散日時点）の状況を記載してください。

(記載要領)

- 「政治団体の区分」欄及び「活動区域の区分」欄の中の「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。
- 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合には「有」の「□」に「✓」を記入し、12月31日現在で資金管理団体として指定されていなかった場合には「無」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」及び「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されていた場合にのみ記載すること。この場合において、「公職の種類」には、衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の区分により、その職については選挙区において選挙することとされている場合には当該選挙区名を付して、その職にある者にあつては「衆議院議員 山形県第〇区選挙区（現職）」、その職の候補者にあつては「衆議院議員 東北選挙区（候補者）」、候補者となろうとする者にあつては「甲県議会議員 乙郡選挙区（候補者となろうとする者）」の例により記載すること。なお、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定（法第19条の9の規定をいう。以下同じ。）の適用の有無にかかわらず、記載すること。
- 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に資金管理団体として指定され、その後、12

月 31 日まで資金管理団体として指定されていたときには、資金管理団体として指定された日から 12 月 31 日まで、1 月 1 日現在で資金管理団体として指定されており、その後当該年中に資金管理団体の指定を取り消されたときには、1 月 1 日から資金管理団体の指定を取り消された日まで、というように記載すること。また、1 月 1 日から 12 月 31 日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、記載すること。

- (4) 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、「政治団体の区分」欄の中の該当する「□」に「✓」を記入した上で、12 月 31 日現在で法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 1 号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入し、12 月 31 日現在で同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体として国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には「政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項第 2 号に係る国会議員関係政治団体」の「□」に「✓」を記入すること。さらに、「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「公職の候補者の氏名」及び「公職の種類」は、12 月 31 日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。この場合において、同項第 1 号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」にその代表者である公職の候補者の氏名を、「公職の種類」にその代表者である公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとするものにあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載し、同項第 2 号に係る国会議員関係政治団体であるときは「公職の候補者の氏名」に同号の公職の候補者の氏名を、「公職の種類」に当該公職の候補者に係る公職の種類を、衆議院議員又は参議院議員の区分により、その職にある者にあつては「衆議院議員（現職）」、その職の候補者及び候補者となろうとする者にあつては「衆議院議員（候補者等）」の例により記載すること。なお、12 月 31 日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
- (5) 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12 月 31 日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。この場合において、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなり、その後、12 月 31 日まで国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたときには、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されることとなった日から 12 月 31 日まで、1 月 1 日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されており、その後、当該年中に国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなったときには、1 月 1 日から国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されなくなった日まで、というように記載すること。また、1 月 1 日から 12 月 31 日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。なお、当該年中における資金管理団体の指定の有無にかかわらず、記載すること。
- (6) 特定パーティー開催団体にあつては、当該特定パーティー開催団体が開催した政治資金パーティーの開催年月日を「平成 年 月 日開催分」の箇所に記載すること。

【収支報告書（その14）の記載例】 ※ **楷書で丁寧に**記載してください。

（その14）

| (2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳 | | | | 項目別区分 光熱水費 | | | | | |
|----------------------|----|---|---|-------------------|--------------------------|--------------------------------|-------|---------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称） | 支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地） | 備考 | | |
| 電気代（12月分） | 1 | 1 | 5 | 2 | 8 | 00.1.25 | 東北電力㈱ | 仙台市青葉区本町1-7-1 | |
| 〃（1月分） | 1 | 0 | 4 | 3 | 6 | 00.2.25 | 〃 | 〃 | |
| 〃（2月分） | 1 | 2 | 0 | 3 | 0 | 00.3.25 | 〃 | 〃 | |
| 〃（3月分） | 1 | 0 | 6 | 2 | 0 | 00.4.25 | 〃 | 〃 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 4 | 4 | 6 | 1 | 4 | | | | |
| その他の支出 | 7 | 5 | 3 | 8 | 6 | | | | |
| 合計 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | | | | |

国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出について内訳を記載する必要があります。

（記載要領）

- 人件費以外の経常経費については、資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は**国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出**のうち、1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては、**1万円を超える**支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。したがって、1月1日から12月31日までの間の一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には、それぞれ資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
- 人件費以外の経常経費は、「光熱水費」、「備品・消耗品費」及び「事務所費」という基準により分類し、「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。
- 「支出の目的」欄には、光熱水費にあつては、例えば「電気の使用料」、「ガスの使用料」、「水道の使用料」、備品・消耗品費にあつては、例えば、「机の購入費」、「事務所用自動車の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「新聞購読料」、「ガソリン代」、事務所費にあつては、例えば、「事務所の借料損料」、「公租公課」、「火災保険金」、「電話使用料」、「切手購入費」、「修繕料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
- 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

【収支報告書（その15）の記載例】 ※ **楷書で丁寧に**記載してください。

(その15)

| (3) 政治活動費の内訳 | | | | 項目別区分 組織活動費 (大会費) | | | | | | | |
|--------------|----|---|---|-------------------|--------------------------|--------------------------------|----|--------|---------|---------------|--|
| 支出の目的 | 金額 | | | 年月日 | 支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称) | 支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地) | 備考 | | | | |
| 案内状印刷代 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.10.1 | △△印刷(株) | 00県00市00町0番0号 | |
| 資料印刷代 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.10.1 | 〃 | 00県00市00町0番0号 | |
| 会場借上費 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.11.8 | ○△会館 | 00県00市00町0番0号 | |
| 弁当代 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.11.9 | ○○食堂(株) | 00県00市00町0番0号 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| この頁の小計 | 2 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| その他の支出 | 9 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |
| 合計 | 2 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | | |

国会議員関係政治団体は、1件当たり1万円を超える支出について内訳を記載する必要があります。

(記載要領)

- (1) 政治活動費については、1件当りの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、**国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行つた支出**にあつては**1万円を超える**支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行つた支出にあつては5万円以上の支出について、その支出を受けた者の氏名及び住所（団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該支出の目的、金額及び年月日を次の例により記載すること。
- (2) 政治活動費は、「組織活動費」、「選挙関係費」、「機関紙誌の発行その他の事業費」、「調査研究費」、「寄附・交付金」及び「その他の経費」という基準により分類し、さらに費目ごとに、組織活動費にあつては、例えば、「大会費」、「行事費」、「組織対策費」、「渉外費」、「交際費」、選挙関係費にあつては、例えば、「公認推薦料」、「陣中見舞」、機関紙誌の発行事業費にあつては、例えば、「給与」、「材料費」、「印刷費」、「荷造発送費」、「原稿料」、宣伝事業費にあつては、例えば、「遊説費」、「新聞・ラジオ・テレビの広告料」、「ポスター・ビラ・パンフレットの作成費」、「宣伝用自動車の購入・維持費」、政治資金パーティー開催事業費にあつては、例えば、「甲政治資金パーティー開催事業費」、「乙政治資金パーティー開催事業費」、調査研究費にあつては、例えば、「研修会費」、「資料費」、「書籍購入費」、「翻訳代」、寄附・交付金にあつては、「寄附金」、「賛助金」、「支部交付金」、「負担金」というように、適宜、小分類し、それぞれ別葉とすること。
- (3) 記載の要領については、次のとおりとすること。
 - ア 「項目別区分」欄には、「組織活動費（大会費）」というように小分類した費目まで記載すること。
 - イ 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 - ウ 「その他の支出」欄には、1件当りの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適

用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

【収支報告書（その20）の記載例】

（その20）

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

領収書の写しの添付がある場合には、○をつける。

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであつて、真実に相違ありません。

平成○年3月1日

政治団体の名称 ○ ○ 会
会計責任者の氏名 乙 野 次 郎 ㊞

解散の際には、代表者の記名押印又は署名も必要です。

（備考）

「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

（記載要領）

この報告書を提出する際には、政党（本部に限る。）又は政治資金団体にあつては監査意見書及び領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。以下同じ。）、国会議員関係政治団体（当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていたものを含む。）にあつては政治資金監査報告書及び領収書等の写し、その他の政治団体にあつては領収書等の写しを提出すること。なお、領収書等の写しは、支出の項目ごとに分類して提出すること。

問 10 少額領収書等の写しの開示制度について説明してください。
(平成 21 年 1 月 1 日以後の支出に係るものから適用されています。)

(答)

どなたでも、国会議員関係政治団体について、収支報告書の要旨公表日から 3 年間、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、**人件費以外の経費**で 1 件 **1 万円以下**の支出に係る領収書等の写し(少額領収書等の写し)の**開示を請求することができます**。ただし、国会議員関係政治団体でない間に行った支出に係る少額領収書等の写しについては、対象外です(法第 19 条の 16 第 1 項)。

※ 「少額領収書等」とは、1 万円以下の支出に係る次の書面をいいます。

- ・国会議員関係政治団体が徴収保存している領収書等及び振込明細書
- ・国会議員関係政治団体が作成保存している領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書

開示請求は、対象となる国会議員関係政治団体を特定し、少額領収書等の写しに係る支出がされた年を単位とし、かつ、総務省令で定める項目(人件費、光熱水費、備品・消耗品費、事務所費、組織活動費、選挙関係費、機関紙誌の発行その他の事業費、調査研究費、寄附・交付金、その他の経費)ごとに区分してしなければなりません(法第 19 条の 16 第 2 項)。

【開示請求から開示決定までの基本的な流れ】

- 1 開示請求する方は、総務大臣又は都道府県選管に対し開示請求書を提出します。開示請求書には、①開示請求者の氏名・住所、②開示請求に係る国会議員関係政治団体の名称、③少額領収書等の写しに係る支出がされた年等の必要事項を記載します(法第 19 条の 16 第 3 項)。
- 2 開示請求を受けた総務大臣又は都道府県選管は、開示請求があった日から 10 日以内に、団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。なお、開示請求が権利濫用又は公序良俗違反と認められる場合に該当するときは、以後の手続きを経ずに、不開示決定となります(法第 19 条の 16 第 5 項)。
- 3 国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から 20 日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県選管に提出します(法第 19 条の 16 第 6 項)。

なお、既に同一の少額領収書の写しを提出しているときや、1 件 1 万円以下の支出がないときは、その旨を通知すれば足りります(法第 19 条の 16 第 6 項ただし書)。

また、提出命令を受けたものの、選挙期間中であることなどによる事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、提出命令があった日から 20 日以内に、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、書面(延長を求める期間、その理由その他総務省令で定める事項を記載)により通知して提出期限の延長を求めることができます(法第 19 条の 16 第 7 項、第 8 項)。

提出命令に違反して少額領収書等の写しを提出しないときは、その旨が開示請求者に通知されるとともに、その旨並びに当該国会議員関係政治団体の名称及び主たる事務所の所在地が公表されます。(法第 19 条の 16 第 16 項)

- 4 総務大臣又は都道府県選管は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則 30 日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します(法第 19 条の 16 第 11 項、第 15 項)。

なお、個人情報等の不開示情報が記録されている場合には、その部分は開示されません(法第 19 条の 16 第 10 項)。

なお、上記の制度は、国会議員関係政治団体が国会議員関係政治団体以外の政治団体となった場合においても、収支報告書の要旨公表日から3年間は、当該政治団体を国会議員関係政治団体とみなして適用されます（法第19条の16第20項）。

ただし、政治団体が解散した場合にあっては、この制度の対象とはなりません。